

デジタル社会における消費取引研究会 運営要領

令和6年6月27日
研 究 会 決 定

1. 座長は、議長として研究会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 研究会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、研究会の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 研究会における配布資料は、原則として、研究会終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 研究会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
6. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。また、専門・技術的な事項について検討する必要があるときは、臨時委員を委嘱することができる。
7. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

以上